

令和6年度東京都下水道局内部統制評価報告書

東京都下水道局では、東京都下水道局内部統制基本方針（令和3年3月1日付2下職人第1083号。以下「基本方針」といいます。）に基づき内部統制の取組を実施しています。このたび、同方針第4に定める報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

下水道局長は、下水道局の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、財務に関する事務を対象として、1. 業務の効率的かつ効果的な遂行、2. 財務報告等の信頼性の確保、3. 業務に関わる法令等の遵守、4. 資産の保全、の目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するための対応策を検討して講じていく、内部統制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制制度は、目的の達成を阻害するすべてのリスクを防止し、又はリスクの顕在化を適時に発見するものではありませんが、当局では、本取組も活用しながら、適正な業務の遂行を進めてまいります。

2 評価手続

令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、基本指針第4に基づき内部統制の整備状況及び運用状況の評価を実施しました。本報告書は、同規定に基づき評価結果を報告書としてまとめたものです。

3 評価結果

東京都下水道局内部統制制度実施要綱（令和3年3月1日付2下職人第1084号）に規定する評価作業を実施した限り、当局の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和7年6月20日 東京都下水道局長 藤橋 知一